### 第3回山口地方最低賃金審議会山口県最低賃金専門部会(議事要旨)

- 1 日 時 令和6年8月1日(木)10時00分~15時20分
- 2 場 所 山口地方合同庁舎2号館 5階共用第一会議室
- 3 出席者 公益代表委員 2名労働者代表委員 3名

使用者代表委員 3名

#### 4 議 題

- (1) 金額審議について
- (2) その他

### 5 議事概要

(1) 金額審議に係る労働者側の意見

住民基本台帳人口移動報告によると、本県は、20~24歳の若者の転出超過率が長崎県について全国2位である。転出先は、1位福岡県、2位広島県、3位東京都である。

隣接する福岡県、広島県との地域別最低賃金の額差を見てみると、平成19年度は福岡県と6円差、広島県と12円差であったところ、令和5年度には福岡県と13円差、広島県と42円差と、その額差は拡大している。一方、島根県、鳥取県との地域別最低賃金の額差を見てみると、令和元年度は島根県及び鳥取県と-39円差であったところ、令和5年度には島根県と-24円差、鳥取県と-28円差と、その額差は縮小している。

隣県との地域別最低賃金の額差の動向を踏まえても目安額を上回る引上げ が必要である。

前回、引上げ額61円を提示したが、一定程度の歩み寄りが必要と考えたところ、昨年の島根県の目安上乗せ額(7円)と福岡県との地域別最低賃金の額差を考慮して「引上げ額57円」を改めて提示する。

(2) 金額審議に係る使用者側の意見

まず、前回から主張している「法定の三要素を考慮すると引上げ額は37円 が妥当」ということを理解してもらいたい。

そのうえで中賃が示した目安額50円を斟酌しなければならないことを踏ま えて、引上げ額は目安額の50円が限界である。 発効日については、審議結果を受けて決まるものであり、10月初めから10 月中旬に発効することが現実的なものと考える。

# (3) 金額審議に係る労働者側の意見

使用者側が目安額の50円に歩み寄ったことを考慮し、労働者側として山口 県が発表した春闘妥結結果の企業規模計の賃金引上げ率が5.6%だったことを 踏まえて、928円×5.6%≒52円の引上げ額を再提示したい。

発効日は、10月1日が妥当と考えるが、審議の結果次第に決まるものと考えている。

## (4) 公益側の意見

労使双方の意見を十分聞いたが、本会ではこれ以上の歩み寄りは困難と判断する。

公益委員としては、全会一致を望むところであり、次回で決着するために 労使双方には更なる歩み寄りを期待する。

次回でまとまらない場合は、公益委員見解を示したうえで本専門部会の審 議結果を本審へ報告することとしたい。